

II. 子ども医療費の無料化について

1 趣 旨

次世代を担う子どもたちの健やかな成長と健康増進並びに子育て世帯の経済的負担軽減を図り、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進します。

2 事業概要

<子ども医療費助成の無料化>

金ヶ崎町に住所を有する18歳に達する日以後最初の3月31日まで（以下、「18歳以下」という。）のすべての対象者において、入院・外来とも医療費（保険内診療）の一部負担金を全額助成する無料化を実施します。

（対象事業：子ども、重度心身障がい者、ひとり親家庭）



子ども	重度心身障がい者	ひとり親家庭	
	年齢制限なし		
18歳以下	18歳以下	18歳以下	子が18歳以下の親（保護者） 年齢制限なし

18歳以下のみ医療費一部負担金全額助成の対象

3 実施時期

平成30年8月1日から

4 対象人数

子ども 約2,600人（うち拡大分 約2,250人）



5 金ヶ崎町単独給付事業の経緯

改正時期	対象年齢	給付内容
平成23年6月以前	未就学児	○3歳に達するまでの方、 3歳以上の方で本人及び保護者が市町村 民税非課税の方 医療費の全額 ○3歳以上の方で、本人又は保護者に市町村 民税が課税されている方 入院：1ヶ月、1医療機関毎に5,000円を 超える額 外来：1ヶ月、1医療機関毎に1,500円を 超える額
平成23年7月	小学生	
平成25年8月	中学生	
平成28年8月	18歳以下	
平成30年8月		